

産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 長野県松本市大字和田4709番地

氏 名 株式会社トータルシステム

代表取締役 清水克貴

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

群馬県知事

山本 一太



許可の年 月 日

令和 4年 6月21日

許可の有効期限

令和 9年 6月20日

1 事業の範囲

(1) 事業の区分

収集、運搬（積替え保管を除く。）

(2) 産業廃棄物の種類

収集、運搬（積替え保管を除く。）

①燃え殻、②汚泥、③廃油、④廃酸、⑤廃アルカリ、⑥廃プラスチック類、⑦紙くず、⑧木くず、⑨繊維くず、⑩動植物性残さ、⑪ゴムくず、⑫金属くず、⑬ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、⑭鉱さい、⑮がれき類、⑯動物のふん尿、⑰ばいじん（以上17種類）

※①については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※②については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）及び水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑥については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑫については、水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑬については、石綿含有産業廃棄物及び水銀使用製品産業廃棄物（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑭については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

※⑮については、石綿含有産業廃棄物を含む。

様式第七号（第十条の二関係）

※⑩については、水銀含有ばいじん等（環境省令で定める水銀回収を義務付けるものを除く。）を含む。

2 許可の条件
なし

3 許可の更新、変更の状況

平成17年	6月21日	新規許可
平成22年	6月21日	更新許可
平成27年	6月21日	更新許可
令和4年	6月21日	更新許可

4 積替え許可の有無 有・☒ 無

5 規則第9条の2第8項の規定による許可証の提出の有無 ☒ 有・無